

平成31年1月21日

一部店舗における窓口営業時間の変更について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、平成31年2月12日（火）より一部店舗の窓口営業時間を下記のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

平成28年9月の銀行法施行規則改正により、銀行店舗の営業時間の弾力化が認められたことを受け、当行ではお客さまの来店状況を考慮し、一部店舗において昼の時間帯の1時間で、窓口を休業させていただくことといたしました。

昼の窓口休業を導入し行員が手薄となる時間帯をなくすことで、営業時間中は万全の体制でお客さまをお迎えし、サービスの質の向上に努めてまいります。

ご利用いただいておりますお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施店舗および変更内容

(1) 大潟支店、藤里支店、阿仁合支店、雄和支店

	現 行	変更後
窓口営業時間	9：00～15：00	9：00～11：30 12：30～15：00
休業時間	—	11：30～12：30

(2) 八森支店

	現 行	変更後
窓口営業時間	9：00～15：00	9：00～12：30 13：30～15：00
休業時間	—	12：30～13：30

2 実施日

平成31年2月12日（火）

3 その他

店内に設置しておりますATMにつきましては営業時間の変更はございませんので、休業となる昼の時間帯もご利用いただけます。

（以 上）